



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *6 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)
- 告示
 - 70 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
 - 71 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
 - 72 湯浅広港臨港地区の指定 (港湾空港振興課)
 - 73 海岸の土地及び水面の指定 (")
 - 74 港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定 (")
 - 75 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定 (")
 - *76 和歌山県南紀スポーツセンター附属設備利用料金の額 (教育委員会)
 - *77 和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール附属設備利用料金の額 (")
- 警察本部告示
 - 1 一般競争入札による落札者の決定

規 則

和歌山県規則第6号

和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年1月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則(平成21年和歌山県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第16条を第19条とする。

第15条第1項中「別記第12号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第18条とする。

第14条第2項中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第2項中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1号中「前条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3号中「並びに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修及び医師の専門性に関する研修(以下「研修等」とい

う。)」を「及び研修等」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(返還債務の免除)

第11条 修学資金の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。)の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、地域医師確保修学資金返還免除申請書(別記第10号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定通知等)

第12条 知事は、前条の地域医師確保修学資金返還免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、修学資金の返還債務の免除につき決定をしたときは、地域医師確保修学資金返還免除決定通知書(別記第11号様式)により、その旨を申請者に通知する。

(期間の計算方法)

第13条 条例本則の表地域医師確保修学資金の項免除の条件の欄第1号に規定する業務従事期間を計算する場合は、医業に従事し、又は研修等(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修及び医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。)を受けた初めの日の属する月から医業に従事し、又は研修等を受けなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

別記第12号様式中「(第15条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第11号様式中「(第14条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第10号様式中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第12号様式とし、別記第9号様式の次に次の2様式を加える。

別記第10号様式 (第11条関係)

地域医師確保修学資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた修学資金の額	円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 大学を卒業した年月日	年	月 日卒業
4 医籍登録番号及び登録日	第 号	年 月 日登録
5 勤務等した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
6 やむを得ない理由により医業等に從事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
7 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県地域医師確保修学資金の返還の債務の免除を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">決定番号 第 号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊞</p>		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第11号様式 (第12条関係)

(その1)

地域医師確保修学資金返還免除決定通知書 (免除する場合)

第 号
年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった地域医師確保修学資金返還免除については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

1 貸与総額 円

2 返還免除額 円

3 貸与期間 年 月分から 年 月分まで

(その 2)

地域医師確保修学資金返還免除決定通知書 (免除しない場合)

第 号
年 月 日

決定番号 第 号
住 所
氏 名 様

和歌山県知事



年 月 日付けで申請のあった地域医師確保修学資金返還免除については、下記の理由により免除しないことに決定したので通知します。

記

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第70号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年1月19日指定した。

平成22年1月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発 行 所 名
コミック	恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版
コミック	恋愛天国パラダイス 2月号	09675-2	竹書房
コミック	miniバラ 2月号	08493-2	竹書房
月刊誌	裏モノJAPAN 2月号	01805-2	鉄人社
月刊誌	実話ナックルズ 2月号	04877-2	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 2月号	15279-02	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 2月号	05267-2	竹書房
雑 誌	CIRCUS MAX 2月号	04099-02	ベストセラーズ
雑 誌	エキサイティングマックス! スペシャル vol.22	02092-2	ぶんか社

雑 誌	BLACK BOX vol.39	17843-2	三英出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 2月号	06681-2	竹書房
月刊誌	決定版! XX 2月号	13319-2	ミリオン出版
月刊誌	ブブカ 2月号	17885-02	コアマガジン
月刊誌	黄金のGT 2月号	12259-02	晋遊舎
雑 誌	漫画実話ナックルズ ザ ・タブー vol.1	18422-2	ミリオン出版
月刊誌	ジェイスパーク 2月号	86257-02	トライマックス
月刊誌	ピンキーマガジン 1月号	不明	H(アッシュ)

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第71号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年1月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
30114000 29	エンジョイさくら	児童デイサービス	事業所の名称	エンジョイさくら	児童デイサービスさくらっ 子	平成 22.1.1
			事業所の住所	海南市大野中449-3	海南市鳥居1-1	

和歌山県告示第72号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、次のとおり臨港地区の区域を定めることとしたので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山県有田振興局建設部並びに広川町総務政策課において、告示の日から起算して2週間公衆の縦覧に供する。

平成22年1月29日

湯浅広港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称

湯浅広港臨港地区

2 区域の案

有田郡広川町大字広の一部であって別図に示す区域（別図は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置く。）

和歌山県告示第73号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項の規定により、紀州灘沿岸白浜海岸立ヶ谷地区海岸初退谷・鴻の巣地先海岸において海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要のある水面を次のとおり指定する。

平成22年1月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定場所

西牟婁郡白浜町大字立ヶ谷地先
西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣地先

2 点の位置

- 基点 1 西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2051番地先標杭
補助点 イ 1からS2度00分W線上88mのところ
ロ 1からS3度00分W線上121mのところ
ハ 1からS46度00分W線上205mのところ
ニ 1からS49度00分W線上204mのところ
ホ 1からS74度00分W線上364mのところ
へ 1からS82度30分W線上392mのところ

3 指定水面

1とイを結んだ官民境界線、イとロを結んだ線、ロハ間の県道山手線道路敷、ハとニを結んだ線、ニとホを結んだ官民境界線及びへと1を結んだ線に囲まれた区域のうち低潮線までの水面

和歌山県告示第74号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により湯浅広港、由良港、日高港、文里港、日置港、袋港、大島港、古座港、浦神港、勝浦港、宇久井港及び新宮港の開発、利用及び保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域（以下「放置等禁止区域」という。）及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件（以下「放置等禁止物件」という。）を次のとおり指定し、平成22年5月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定に基づき公示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、有田振興局建設部、日高振興局建設部、西牟婁振興局建設部、東牟婁振興局申本建設部及び東牟婁振興局新宮建設部において縦覧に供する。

平成22年1月29日

港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法第9条の規定に基づき指定された湯浅広港、由良港、日高港、文里港、日置港、袋港、大島港、古座港、浦神港、勝浦港、宇久井港及び新宮港の港湾区域とする。ただし、山田川、広川、江上川、由良川、日高川、西川、出井川、名喜里川、橋谷川、日置川、古座川、長野川及び佐野川の河川区域、勝浦漁港の漁港区域並びに和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第1項の規定に基づき指定された重点調整区域は除く。

2 放置等禁止物件

船舶（ただし、国又は地方公共団体の所有する船舶、漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船、

専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶、専ら内航海運送業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶、しゅんせつ船その他の作業船及びその他知事が指定したものを除く。）及び当該船舶の係留の用に供する工作物とする。

和歌山県告示第75号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第1項の規定により湯浅広港、由良港、日高港、文里港、袋港、大島港、浦神港、勝浦港、宇久井港及び新宮港の港湾区域内並びに由良港の港湾隣接地域内、白浜海岸、串本海岸及び太地海岸において、次の区域（別図に示す区域に限る。）を重点調整区域として指定し、平成22年5月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定に基づき公示する。

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課並びに有田振興局建設部、日高振興局建設部、西牟婁振興局建設部、東牟婁振興局申本建設部及び東牟婁振興局新宮建設部において縦覧に供する。

平成22年1月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾・海岸名	区 域 名
湯浅広港	湯浅地区、広川地区
由良港	吹井地区、網代地区、阿戸地区、柏地区、小杭地区
日高港	塩屋地区
文里港	文里地区
白浜海岸	立ヶ谷地区
袋港	袋地区
大島港	大島地区
串本海岸	串本地区
浦神港	浦神地区
太地海岸	森浦地区
勝浦港	勝浦地区
宇久井港	宇久井地区
新宮港	新宮地区

和歌山県告示第76号

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例（平成6年和歌山県条例第42号）別表の4の規定により知事が定める額を次のように定める。

平成17年和歌山県告示第405号（和歌山県南紀スポーツセンター附属設備使用料の一部改正）は、廃止する。

平成22年1月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	利用区分	利用料金
ワイヤレスマイク	1式1回につき	1,050円
スライド映写機	1台1回につき	310円
ヨット	1隻午前9時から正午まで	590円
	1隻正午から午後5時まで	980円
	1隻午前9時から午後5時まで	1,570円
	1隻超過1時間につき	210円
カッター	1隻午前9時から正午まで	1,980円
	1隻正午から午後5時まで	3,270円
	1隻午前9時から午後5時まで	5,250円
	1隻超過1時間につき	670円

備考 超過時間が1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

和歌山県告示第77号

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）別表の4の規定により知事が定める額を次のように定める。

平成15年和歌山県告示第422号（和歌山県立和歌山ビッグホエール附属設備利用料金の上限額）及び平成15年和歌山県告示第423号（和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛附属設備利用料金の上限額）は、廃止する。

平成22年1月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 和歌山ビッグ愛

種別	利用区分	利用料金
舞台設備	1式1日につき	3,800円
	1台1日につき	
	1双1日につき	
	1枚1日につき	
音響設備	1台1日につき	2,800円
	1本1日につき	
	1式1日につき	
照明設備	1式1日につき	2,000円
映像設備	1台1日につき	5,500円
その他の附属設備	その都度知事が定める。	

備考

1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

2 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

2 和歌山ビッグホエール

種別	単位	利用料金
ホール設備	1ブロック1日につき	15,750円
	1台1日につき	
	1式1日につき	
	1枚1日につき	
冷暖房設備	1時間につき	21,000円
舞台設備	1式1日につき	37,800円
	1台1日につき	
	1双1日につき	
	1卓1日につき	
	1脚1日につき	
映像設備	1時間につき	8,400円
音響設備	1式1日につき	10,500円
	1台1日につき	
	1本1日につき	
照明設備	1式1日につき	63,000円
	1台1日につき	
	1色1日につき	
アリーナ照明	1時間につき	2,620円
体育器具	1台1日につき	25,200円
	1面1日につき	
	1組1日につき	
	1本1日につき	
その他の附属設備	その都度知事が定める。	

備考

- 1 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。
- 2 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 この表の利用料金の額には、附属設備の設営、操作及び撤去に必要な人件費は含まないものとする。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年1月29日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 落札に係る物品等の名称及び数量

<p>和歌山県警察ヘリコプターテレビシステム用機器 一 式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1</p> <p>3 落札者を決定した日 平成21年12月22日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社東通インターナショナル 東京都文京区小石川1-21-14</p> <p>5 落札金額 198,450,000円 (うち消費税及び地方消費税の額9,450, 000円)</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 特例政令第6条の公告を行った日 平成21年11月10日</p>	
---	--